

令和4年度第5回多良木町議会(3月定例会議)

招 集 年 月 日	令和5年3月7日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和5年3月16日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和5年3月16日		午後0時22分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	4番	坂口 幸法		11番	猪原 清	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅川 英司		議 事 参 事	山本 美和	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉瀬 浩一郎		生涯学習課長	黒木 庄一郎	
	副 町 長	塚本 健		生涯学習課		
	教 育 長	佐藤 邦壽		住民ほけん課長	岡本 雅博	
	会 計 管 理 者	木下 孝二		住民ほけん課	久保田 大	
	総 務 課 長	仲川 広人		福祉課長	新堀 英治	
	総 務 課	金子 めぐみ		福祉課		
	企画観光課長	林田 浩之		建設課長	林田 裕一	
	企画観光課	佐々木 英人		建設課		
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水田 寛明	
	危機管理防災課			農林整備課		
	税 務 課 長	東 健一郎		産業振興課長	小林 昭洋	
	農委事務局長	小田 章一		産業振興課	魚住 雅彦	

会 議 に 付 し た 事 件

	一般質問
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第3号	教育長の任命について
同意第4号	副町長の選任について
発議第2号	多良木町議会の個人情報保護に関する条例を定めることについて
発議第3号	多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについて
発議第4号	多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
発議第5号	多良木町議会議員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて 多良木町議会議員の派遣について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立しております。

これから、本日の会議を開きます。

本日は配付しておきました議事日程表のとおり議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、本日は配付しておきました議事日程表のとおり進めてまいります。

日程第 1 一般質問

○議長（高橋裕子さん） それでは、日程第 1、一般質問を行います。

なお、町長の施政方針に係る質問もあわせて行います。

順番に発言を許可します。

11 番猪原清さんの一般質問を許可します。

11 番猪原清さん。

猪原 清君の一般質問

○11 番（猪原清君） おはようございます。それでは、通告書に従いまして一般質問を行いますが、昨日の同僚、源嶋議員の質問と一部重複する質問があり、答弁でも明確な回答が得られているものにつきましては、途中取下げということでお願いすることもあると思いますが、よろしくをお願いします。

そして私の後には、重要案件の審議・採決等も控えていますので、質問、答弁ともに円滑に行うことができるようご協力をお願いして一般質問に移ります。

質問事項の 1、えびすの湯の今後についての協議はということで、えびすの湯の今後については「庁舎内プロジェクトでの検証と協議の後、議会との協議を経てまちづくり推進委員会へ諮問する」ということでありましたが、その進捗状況を伺いたいということで、この質問につき収支見込み等も聞きたいと思ったんですが、昨日、町長明確にお答えされてますので、そのプロジェクト、諮問委員会の会議、協議の進捗状況、このことをお尋ねします。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） おはようございます。それでは、お答えさせていただきたいと思います。

えびすの湯につきましては、昨年 9 月の定例会議での一般質問におきまして、今後は庁舎内プロジェクトチームにおきまして、アンケート結果の検証と検討を行ったうえで、まちづくり推進委員会へ諮問をしたいと答弁をさせていただいているところでございます。

9 月 26 日にプロジェクトチームの会議を行いまして、その結果を 10 月の議員懇談会におきまして報告をさせていただいております。早い段階でまちづくり推進委員会へ諮問をしたいと思っておりましたけども、推進委員会の委員さんの皆さん、委員さんの皆さんて言ったらおかしいですが、委員さんの任期が 11 月末までであったということでございましたので、新体制が整ってから改めて諮問をということで、12 月 1 日に行われました第 1 回目のまちづくり推進委員会におきまして諮問をさせていただいたところでございます。

その後、年末年始を挟みましたので、第1回目の専門部会を1月30日に開いていただきました。その後、第2回目の専門部会を2月14日に開いていただいております。

この2回でいろんな宿題をいただきましたので、2月20日に改めてプロジェクトチームの会議を開いて協議をさせていただいております。

3回目の専門部会につきましては、3月20日に開かれる予定でございます。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） また進展等、進捗等ありましたらご報告をお願いします。

町長にはっきりここで聞きたいんですが、町長はこの施設について、存続ありきで考えておられるか、あるいは廃止ありきで考えておられるか。

もし仮に、存続ありきということであれば、この諮問会議にやはり利用者の方からもメンバーに置いた方がいいのではないかと思います。町長この点どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今、議員おっしゃいましたが、存続ありきか、廃棄ありきかという二者択一は考えておりません。

今はどちらの可能性もあるということなんですが、ただ今のままの状態では存続という形ではなくて何らかの形、別の形をとって赤字を圧縮した形で何とかこう、うまくあそこを調整していけたらなというふうに思ってます。

それにはやはり諮問委員会に、皆さんにお願いをしておりますので、皆さんに知恵を出し合っていて、その諮問委員会の答申をもってですね、また新たに執行部の方でどういうふうにするかについて考えさせていただきたいと思っております。

その時には、議会の皆さん方にもいくつか案を提示をしまして、ご了承いただけるような案であったらですね、そこで進めていきたいと思っておりますが、存続ありきか、廃棄ありきか、廃止ありきかということでは今考えておりません。

そして委員の皆さんはもう既に決定しておりますので、もう2回の会合を行って。3月に3回目の会議を、協議を行う予定ですので、委員会はこのままの形でさせていただければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 私も町民スポーツ、あ、話はちょっと違う施設に移りますけど、町民体育館にあるスポーツジムを利用してます。ここに来られるスポーツ利用者の方、結構、多くの意見として例えば、えびすの湯にスポーツジムがあったらサウナもあるし温泉もシャワーも使えるということで、結構、利用者も増えるんじゃないかなという、そういう話をされる方が結構いらっしゃいます。

体育館には更衣室というのが、ちゃんとした更衣室がありませんので、その辺も含めたところで今のスポーツジムのコインロッカーに改装したり、スポーツジムのえびすの湯に併設したりすると、やはり相乗効果として利用者も増えるのではないかなと。

昨日話された料金の件についてもスポーツジムと併設等となれば、やはりその辺での話もしやすいかなと思っております。やはり創意工夫が必要です。そのプロジェクトチームと共にですね、やはり知恵を出して、できれば議員皆の知恵も出しながら、創意工夫で検討された方がいいと思います。

では次の質問に移ります。2番。廃棄野菜対策についてです。

SDGsの達成が叫ばれている今日、世界的に規格外野菜の活用が広がっています。SDGsこれ、これですこれ、こっちやった。国も2019年10月、食品ロスの削減の推進に関する法律を施行し、フードロスの削減に力を入れ始めました。フードロスとは本来は食べられる食品が捨てられてしまうことを意味します。

今日、日本でも野菜を含めて年間約646トンもの食品が廃棄されているとのこと。当

然これは農業者だけの問題ではなく、大切に育てた農産物を捨てずにどうやって活かすか悩んでいる人も多いと思います。例えば、他の自治体で EC サイトや直売所で売るとか、フードバンクに寄附するとか、食料品として加工するなど様々な工夫で廃棄野菜を活用する取り組みが増えています。

私も考えましたが、今、財団で取り組んでおられるドレッシング製造とか、それ等にも使えないかなどといろいろ考えました。やはり町でもそのようなアイデア、もったいない、SDGs に少しでも寄与するようなアイデア出せないかということで、答弁を伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

議員ご質問の廃棄野菜の有効活用につきましては、いくつか課題がありまして、その一つに野菜が日持ちしないものが多く、傷もの野菜につきましては鮮度が保てないということがあげられます。

また廃棄野菜は、定まった日時に定まった数量を揃えるということが非常に困難なため、飲食店や食品加工業者などと契約することが非常に難しいと考えております。

現在、多良木町で規格外の野菜を販売できる場所としましては、議員ご承知のとおり、えびす物産館がございます。その他にも小売店と連携した直売所、個人の無人販売所など多数ございますけれども、廃棄野菜を販売する場所は一定程度、今のところ確保されているんじゃないかなと認識をしております。

議員のご質問のアイデアでございますが、先ほども申しましたが、今のところ町の方で加工関係につきましては、ご承知のとおりドレッシング工場とか、そういったものはございますが、こちらの方もいろいろと受入れについては、今のところ厳しいのかなと思っております。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、議員おっしゃる、もったいないという考え方ですよね。これからはそういう持続可能な部分を支えていくには、そのもったいないという思考法が本当に必要ではないかなというふうに思っています。

ドレッシング事業について、ちょっと財団の方に聞いてみましたので、そのことについてちょっとお答えをしたいと思います。財団の方が担当しておりますので、担当課の方から聞いてもらいましたところ、次のような所見ということでした。

今、一般財団法人たらぎまちづくり推進機構において、タマネギ、ニンジン、ブロッコリー、生姜、こういった野菜を主原料としたドレッシングを製造してるんですね。それらの原料は主に町内の農家から仕入れてるんですけども、ドレッシングを計画的に製造するには、製造するタイミングが大事ということらしいです。

例えば、加工に適した大きさとか形とかですね、そういうものがやはり要求されるということで、今の課長が申しましたように、鮮度などの一定の品質と、製造に必要な一定の量が保たれた原料が必要ということだそうです。

納品いただく農業農家と相談をしながら現在、仕入れを行っていますけれども、廃棄野菜対策としてですね、廃棄野菜の種類、量、時期など、ドレッシング製造に適しているならば、それも使えるかもしれないというふうには言っておりました。

で、ドレッシングの原料として使用可能かどうか、そこは現場で確認をしないといけないということなんですけれども、まちづくり推進機構で扱う野菜の種類、種類が限られてるんですね。さっき申し上げましたようなタマネギ、ニンジン、ブロッコリー、生姜というようなですね、限られておりますので、ドレッシングに適した新鮮な野菜の量と仕込みのタイミングが重要になるということだそうです。

商品としてドレッシングは市場に出しますので、やはりあのそこを商品管理の責任がありますので、ドレッシングに適した廃棄野菜かどうかを厳格に確認をする必要があるということをお返事としてお待ちしております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原清君） はい、わかりました。うちも農家からもらうことありますんで、結構、廃棄される野菜もですね、こうやって個人的にはやりとりがあって、少しは SDGs になるのかなと思っております。

やはり賞味期限というのは大事ですね、私も昨日、タバスコをかけてある物を食べたら、よく見たら賞味期限は 2021 年の 2 月となっていました。何かやけに辛いなと思ったら。その後は体調に変化はないんですけど、野菜はですね、やはりちょっとその辺は難しいかなと思ってます。すいません。円滑に行きます。

質問事項の 3 番。移住定住支援について。以前にも質問の中で関連のある話題を話しました。他の自治体の中には、移住を希望される若い家族などに住居用の土地を無償で譲渡するところもあります。町はこのような具体的な対策を考えているかということで、またまた出ますけど田舎暮らしの本、今度は 3 月号というのを見ましたら、100 万円以下で家を買うというのがありました。

これよく出てくるのが隣の豊後高田市とかえびの市の物件がよく掲載してあって、この両市は結構、住みたい町、移住したい町ランキングでもよく上位に入ってます。もちろん若年世帯への様々な生活支援も移住の一つの選択ポイントとなり、政府も異次元の少子化対策を掲げて、やはりこの雑誌に出てくるように、ビジュアルで訴えることやアイデアを持って積極的に行動していると思います。

うまくできているのが、100 万円で売りますと言っても、よくよく見るとリフォーム代が 50 万とか、登記代がかかりますとか、少し小さく載ってますね。やはりぱっと見は 100 万円の家が持てるのかなと思うんですけど、よくよく見るとリフォーム 100 万とか、その辺の支援も必要なんだと思いますが、この辺の町の考えはいかがでしょうか。

何かアイデアがあったら、アイデア等出される、そういうチャンスはあるのかお願いします。お聞きします。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、移住を希望される若い家族などに対する移住支援について、お答えいたします。

議員の質問要旨にありますように、支援策として住宅の無償提供という施策も過疎化の歯止め策としてございます。県下ではですね、熊本市西区において、NPO 法人吉野校区まちづくり、こういった法人があるんですけども、こちらの方でみかん畑のですね、無償提供及び住民の寄附金によりまして 26 区画を整備され、移住者の募集を行っておられるということです。

対象者の方なんですけれども、小学校低学年以下の子どもを持たれる家族で、地域の小・中学校の存続を図る目的で実施しておられます。

また一般的になんですけれども、行政が行う土地の無償譲渡の場合は、住宅を建築して定住する人に向けた施策ですが、単に譲渡するだけでは定住してもらえない保障がありませんので、一定期間は無償貸付け。その後、住宅を建築して移住すれば無償譲渡という流れでございます。

この無償譲渡を行っている自治体はそれほど多くはありませんが、無償譲渡する土地自体、人が住まなくなった土地である点や、行政が造成、管理した場合、無償で提供するほど財政に余裕がないことも一因と考えられます。

住宅に対する支援制度については、移住者の要望に応じて、次のような六つほど施策がご

ざいますが、一応紹介をさせていただきたいと思います。

まず一定期間住み続けることで無償譲渡を受ける支援策でございます。この制度は、移住先に長く暮らすことを想定された若い子育て世代を対象とした制度でございます。

次に、多良木町の方でも実施しておりますが、空き家バンクを利用して安く住宅を購入する支援策です。この制度は、実際に住むためにはリフォーム等を行う必要があるかわりに、利用者の年齢や家族構成の制限がない場合がほとんどですので、移住を検討されている全般の方にお勧めの制度でございます。

次に、格安の賃貸住宅を提供する支援策です。この制度は、早急に移住したいが、まとまった資金がない方にお勧めの制度でございます。若い方向けの制度でございます。

次に、新築住宅の土地購入や建築資金の支援策です。この制度も適用条件に20年以上などですね、定住することや、年齢、家族構成等に条件をつける場合が多いため、長く居住されることを前提とした若い世代向けの制度でございます。

次に、これも多良木町の方で実施しておりますが、リフォーム補助の支援策でございます。この制度は空き家バンク等で移住され、リフォームが必要だった場合に合わせて利用されることもある支援策でございます。

さらに賃貸でですね、家賃補助を行う子育て世代を対象とした支援策などがございます。

現在、多良木町の方では、先ほど申し上げましたとおり、リフォーム補助支援策や空き家バンク事業による支援策を実施しておりますが、若者への定住支援を検討する場合は、就労支援の方もですね、重要な課題であると考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） はい、よくわかりました。今、報道等で見てると、移住定住の選択、大きなポイントは生活支援ということでしたが、テレビ・ラジオで聞いたのが、子育て支援も大事だが本当に必要なのは婚活支援だということでした。

確かにそうですね。私たちが若い頃は婚活支援なんてなかったもので、自助努力で婚活しましたけど、やはり今、結婚する人が少なくなって、そっちもやっぱり少子高齢化の一因だと思います。

また町の施策もですね、えびすの湯がなくなったら阿蘇か別府に移住しようかなという人が、ちょっと昨日お聞きしましたけど、確かに阿蘇、別府はいいですねと。そういう個人個人によってですね、そういう価値観が違うんですけど、やはり町の施策、先ほど課長言われたとおり、そういう施策をですね、広報等でアナウンスしていかれると、常にですね、そういうアナウンスしていかれたり、あるいは都会にそういう活動に行かれたりして、町の施策等を広めていかれたらですね、結構、移住定住もこれから増えてくるのではないのでしょうか。

婚活支援大事ですね。うちは子ども3人ともまだ独身ですので、あんまり、小さい声で言っときます。で、もういいです、今のは。はい。

4番の地域密着型介護保険施設の実地指導状況はということで、町が主体となって指導、指導ですね、指導を行わなければならない地域密着型介護保険施設、あるいは事業所に対しては、その指定の有効期間である6年間の間に実地指導あるいは今は運営指導というのかもしれないですけど、少なくとも1回は行わなければならないと言われていました。

その実施状況を聞きたいということで、私も2012年の介護保険法施行前から高齢者介護にある程度携わっていきました。

今の実地指導、運営指導と呼ばれるのかもしれませんが、介護保険法ができる前は県からの指導監査という名称で施設、事業所、運営全般に対する事細かなチェックを受けていました。施設の人員、運営基準に始まり、記録の有無、利用者処遇に関すること。あといわゆる金の流れ、資金の流れですね、経営状況等、全ての事業項目ごとに丸1日、分厚い運営基準のテキスト2冊と全ての記録の帳簿を県の担当者と一対一で点検した記憶があります。

介護保険法も我が国に定着して、長きになってきました。その間に地域密着型のサービスができて、これは各自治体が指定し、その運営状況も各自治体においてチェックされることになっています。

そのサービス事業所の指定の更新は、6年というスパンです。その間に少なくとも1回の実地指導が実施されなければならないということになっているとは思いますが、その実施状況を伺います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

実地指導につきましては、介護保険法第23条、一部省略して説明いたしますと、市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができるとされております。

これに基づき、厚生労働省から介護保険施設等指導指針が示され、令和4年度からは実地指導という名称が運営指導に変更されております。

運営指導の目的は、各事業所における利用者の生活実態、サービスの提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら、事業者の気付きを促すなど、よりよいケアの実現を保ちながら、保険給付の適正化を図るために行うもので、実地頻度は、原則として介護保険施設等の指定または許可の有効期間内に、最低でも1回以上行うよう、国から助言されているところです。

現在までの指導の実施状況でございますが、本来でありますと、指導の目的を達するためにも実施すべきではあります。職員の指導に対する知識やノウハウ等が不足しておりますことと、また新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から施設への立入りを控える必要があり、実施できていないのが現状であります。

指導の方法等につきましては、全国の自治体ごとに指導の内容や確認項目、確認文書に様々な差異が生じているとともに、一部の自治体においては、指導の実施が低調な状況が身請けられるということで、令和元年5月に厚生労働省から、介護保険施設等に対する実地指導の標準化、効率化等の運営指針が示され、その指針の取り組み等を推進する観点から、新たに令和4年3月に介護保険施設等指導指針及び運営指導マニュアルが示されたところです。

今後は、施設への立入りが可能な状況になりましたら、そのマニュアル等を活用し、指導を実施したいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） やはり適正な運営のためにはですね、介護、昨日も質問あったとおり介護保険料、高い介護保険料を私たち町民は納めてますので、その辺の適正な指導、運営指導はですね、なされていった方がいいと思います。

もし職員が手が足りないようであれば県からも応援とか得てですね、やられればいいかと思うんですが、もう本当、県の方はもうよく知っておられます、その辺は。分厚い資料の、私が質問したとき、それは1325ページに載ってるでしょうって。猪原さん読まれてないんですかって。あ、そうですか1300、もうきれいな本をですね、私、読んだものです。はい。

やはり適正な指導をですね、今後そういう規則に則って実施されるようお願いいたします。

はい、それではちょっと早口になってますね、少し。いいですか。はい。議長、最後なので少しゆっくり、噛み締めるようにいこうと思ったんですが、どうも後の案件がありまして。

5番の役場のハラスメント対策はという質問に移ります。公的機関や民間企業の間でも種々のハラスメントにより、精神を病んだり訴訟を起こしたりするという事例を耳にする機会が増えています。具体的な防止策はということで、いわゆるパワハラとかセクハラとかいうハラスメントという言葉でインターネットで検索しますと、どこどこの市役所とかどこ

この警察署、どここの消防本部とか具体的名前が、名前とか事件に関する内容が、もう本当いっぱい出てきます。

さらに行きますと、読んだところで最後の方に結論から言えば、ハラスメントはいまだにあります、いまだになくなりませんというふうになってました。

町では今後未来永劫、ハラスメントによる職員が処分されたり、被害を受けた職員が精神的、身体的な理由により業務遂行の継続が難しくなったりすることのない環境を作ってほしいと思います。

これは学校現場でも一緒だと思います。先日は熊本市で、やはり教員の指導により不幸にも中学生が亡くなったという事例があって、報道によると、その亡くなったという事例、今度、指導死、指導死という一つの呼び方になっていくというふうに聞かれます。

私もよく指導死しなかったなと今は自分を褒めたいと思いますけど、やはり各種ハラスメント発生を予防するマニュアル、研修、以前にも聞いたかと思うんですけど、具体的な対策など、町において措置されていることをお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

従来から、全ての職員が働きやすい職場環境を整えるため、ハラスメント防止対策に関する職員研修やリーフレットなどの配布を実施してきております。

また、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の改正に伴いまして、令和2年6月からパワーハラスメント防止のための措置が義務づけられております。

本町におきましても、国が定めました雇用管理上講ずべき措置等についての指針に基づきまして、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組についての通知を策定いたしております。そして全職員に周知を図っているところでございます。

内容につきましては、ハラスメントの定義、職員の責務、管理監督者の責務、苦情・相談への対応、それからハラスメントの防止・解決のために職員が認識すべき事項などについてといたしております。

いろいろ各種ハラスメントによるメンタルヘルスの不調なども懸念しておりますので、今後におきましてもハラスメント防止対策やメンタルヘルス研修の実施、リーフレットの配布、また先ほど述べました通知の再周知など、ハラスメント防止対策に取り組んでいくところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） ぜひですね、町の機関だけはもうそういうハラスメントのないように、やはり職場によってはですね、私も以前、属していた部隊とかあって、場合によってはもう命の危険がある訓練とかして現場でもある場合は、少し強めに指導するっていうのが必要な場合もありました。

ただなかなかですね、今は昔のように指導したら、消防組合でもいろいろ聞きましたけど、昔のように指導できませんよと。聞いたところによると少年院とかそういう施設においても、やはり教官がちょっと暴力を振るおうとすると、今はもう子どもの方がですね、よく知ってて、いいですか弁護士呼びますよとか、そういう事例もあるそうです。

だからこういう問題は、ある程度お互いの信頼関係とか、それも必要だと思うんですけど、やはり今の世の中の状況とか、そういう訴訟問題とかよく研究されたうえでですね、今後そういう事件・事故の起きないような、明るい職場を目指していただきたいと思います。一般質問はここで終わります。

○議長（高橋裕子さん） 引き続き、町長の施政方針に係る質問を許可します。

11番猪原清さん。

○11番（猪原清君） それでは町長の施政方針に関する質問なんですが、（1）の昨年も実施できなかった行政座談会についてということですが、これは昨日、同僚の源嶋議員がお聞きになり、明確な答えも出てますので、取下げをしたいと思います、議長よろしいでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） はい、許可いたします。

○11番（猪原清君） それでは（2）番、令和5年度を農地利用の将来像を描くための議論をスタートさせる年と述べられました。

では、その具体的スケジュールを町長お伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） これは背景としてですね、全国的に高齢化が進み、少子高齢化、こちらがこの地方も非常に進んできておりますので、地域の農地が適切に利用されなくなったことが非常に懸念されております。

農地の集約化等に向けた取り組みを加速化することがやはりこれから必要だというふうに思いますので、そこで多良木町でもですね、地域の皆さんが守り続けてこられた農地を次世代に引き継いでいくためにですね、目標を実現すべく、一応定めた目標を実現すべく、地域内から農地の受け手を幅広く確保しながら、農地バンクを活用した農地の集約化を進めていくこととなります。

これ以降のスケジュールにつきましてはですね、担当課の農業委員会の課長の方に答弁をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 小田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田章一君） お答えいたします。

令和4年5月に、農業経営基盤強化促進法等が改正をされました。これまで人農地プランの取り組みとして行ってきました地域の話合いが、法律に基づく取り組みとなります。名称は地域計画と改められます。

地域の農業を持続させていくための方針と併せて、10年後の目標地図という農地一筆ごとの将来の耕作者の計画を立ててまいります。この地域計画を令和7年3月末までに策定する必要があります。

地域計画を策定する際には、集落における現状や課題を踏まえた農業の将来の在り方、また農用地等について、農業上の利用が行われる区域、守るべき農地とそれ以外の保全等を進める農地区域の設定について、関係者による協議の場を設け、取りまとめていくこととなります。

なお、目標地図を作成するために、令和5年度初めに農地の利用意向等調査を実施いたします。アンケート調査です。そして調査結果の取りまとめ及び意向の把握を行い、令和5年度末に地域での座談会を開催し、約1年かけて目標地図の素案を策定していく予定としております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） また、こういうことをですね、町の広報等で分かりやすく、詳しくされたらいいと思ひます。

ぜひお願ひして（2）じゃなかった（3）にいけます。今後とも商工業者の皆様を支えるとのことであるが、それを実行するための財源はということで、支援、この支援というのは町独自の施策で行われるのかと思ひますが、その財源はどこから持ってくるのか。

私みたいな子どものおねだりのようにですね、なんでも下さい、出して下さい、タダにしてくださいということ、はい分かりました、じゃあ他の町に負けないようにあげますよ、出しますよと、タダにしますよって。財政が破綻しますよ、これは。なんでもくださいってというのは、私たち貰う側からすれば、よく言ったもんです私も。父ちゃんお菓子買うてくだ

いとか、1,000 円くださいとか。ただ、そうや、清は真面目に勉強しよるけんやろうかねとか、そういうこともありましたけど、嘘です。はい。

町の財政を見て、やはり財布の中身を見て親は考えます。これはやってもいい、これはちょっと、もうちょっとお金溜めてからやろうかなとか。それはもう誰でも考えることです。国からの手当てがある場合は、それは別ですね。

今、給食費の無償化も国は考え出しています。やはり全国统一の施策をしようと。そういう財政的な支援を受けることが確実にできればできることもあるかと思うんですが、こういう町独自の支援、具体的には書いてありませんが、財源はどう考えられるかお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、商工業の方々に関する経営環境の整備とか、それから設備投資とかセーフティーネットの貸付けとか販路の開拓とかですね、経営相談、あるいは資金繰りの支援とかそういうものは大体、基本、経済産業省とその外郭団体の方で行っております。

それから中小企業基盤整備機構とかですね、中小企業金融相談窓口とか日本政策金融公庫とか信用保証協会あたりに、商工会を通じてご相談されるというのが通例なんです。

経産省のルートから資金がおりてくるということになりますので、これまで町の方は国から地方創生の臨時交付金を財源として、感染症の影響を受けられた商工業の事業継続を支援してまいりました。

また感染症の予防のためにですね、活動自粛に伴う家計の負担とか、それから地域経済への影響を踏まえまして、商工業者の皆さんを支援し、地域の消費を促すためのくらし応援券というのを何回か発行をしてまいりました。それで町内で買っていただいて、商工業の方々に応援するという、そういう流れでくらし応援券を発行してきました。

今回のマイナカードの紐づけの振り込みですね、これにつきましては昨日ちょっと話も出しましたが、町の役場の方で住民ほけん課でやっていただくと、それは結果的に3万円になるんですね。それ3万円になるように、町の方で手続きをしますので、そういう形で、いろんな形で町の商工業の方々に応援するという事なんです。

多良木町独自の支援策というのは、交付金によって、それに一般財源を半分つけるということでの支援という意味で受け取っていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 分かりました。そういう支援給付とかですね、やはりそういう国からの交付金とかあれば、一般財源つけてということでしたけど、なるべくですね、この前も予算の時に質問しましたけど、あまり一般財源でですね、町民が納得しないような支援はですね、全町民公平にという立場で考えていただければいいかと思ひます。はい。

それでは(4)地区防災計画についてです。47行政区で作成を完了させることを目指すということであるが、令和5年度中にできるのかということで、地区防災計画については、研修会を区長会、防災士会、皆さん対象にですね、されていますが、なかなか全区長の参加は難しいと聞いております。

そのような状況で全行政区での作成管理を目指せると思ひますかという質問です。

これに対して何か有効な方策・対策を考えられているか、そこをお伺ひします。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

まず、現時点での地区防災計画の作成状況について答弁をさせていただきます。

47行政区中、現在39の行政区で作成済みとなっております。作成率としましては約83%となっております。残り8つの行政区が未作成となっております。

今年度におきましては、自主防災組織の会長及び防災士を対象に2回の研修会を開催して

おりまして、地区防災計画作成の支援を実施してきたところでございます。

昨年の8月28日に開催しました地区防災計画作成支援研修会には、区長が39名、防災士が14名、合計53名の参加がございました。また今年1月15日に開催しました自主防災組織等リーダー育成支援事業研修会には、区長や地区の役員42名、防災士13名、合計55名の参加がありまして、自主防災組織及び地区防災計画の重要性について研修を実施したところでございます。

今年度も引き続き研修会を開催しまして、自主防災組織のリーダー育成等に努めてまいりたいと考えております。

議員の全ての行政区での計画の作成が令和5年度中にできるのかとの質問でございますが、未作成の8つの行政区につきましては、危機管理防災課もしくは熊本県の方に自主防災組織活動支援員という方がいらっしゃいますので、その方に依頼しまして個別に作成の支援を実施しまして、100%の作成率を目指したいと考えております。

また、多良木町防災士会の会員も現在約60名弱いらっしゃいますので、防災士会とも連携しながら、自主防災組織の強化に努めてまいりたいと考えております。

ちなみにでございますが、熊本県が目標としております地区防災計画の作成率は、令和5年度末で50%でございます。本町の作成率は約83%でございますので、県の目標は現時点で上回っている状況でございます。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） よく分かりましたと言いたいところですが、やはり実は私も途中まで地区防災計画作ってたんです、2区の1。

あのですね、区長に聞いたら、おまえが行くんじゃないか、お互いにですね、どっちかが出るってあれで、私は防災士、今度はこのバッジがいきますけど、防災士ということで。

途中まで、そういう区もあると思います。ですから課長、そういう区に出向いてですね、少し頑張ってくださいとか、ハッパかけて一緒にやりましょうとかか言われると、少しはやる気が出るかなとは思ってます。

できる限りですね、もう多良木町だけは100%の行政区が地区防災計画作ってますよ、どうぞという県にですね、誇らしげに見せられるような地域防災計画を含めてですね、地区防災計画は基本ですから、促す必要があるかなと思います。私も頑張ります。5年度ですね、はい。

地区防災計画についてはよく分かりましたので、(5)の、これあのまちづくり推進委員会えびすの湯専門部会ということで、このえびすの湯専門部会からこっちがですね、ちょっと最近初めて聞いたもので質問にあげましたけど、これ昨日からの町長、課長の答弁で答えられていますので、こちらも取下げしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 5番の取下げを許可します。

○11番（猪原清君） ということでだいぶ寂しいんですけど、このへんで私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これで、11番猪原清さんの一般質問を終わります。

日程第2 「同意第2号」 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第2、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは私の方から、選任同意の案件についてご説明をさせていただきます。

だきたいと思います。

同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてということでございます。

固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。令和 5 年 3 月 7 日提出。

記、住所が熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地 7672 番地 1、お名前が澤村秀富、生年月日が昭和 25 年 7 月 19 日です。

提案理由は、澤村秀富委員が令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了となるためでございます。

略歴につきましては、次のページに表しておりますので、次のページをご覧くださいいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから、同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。

この採決は、多良木町議会運営の申合せにより、無記名投票によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会い人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会い人に、7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会い人の立会いをお願いいたします。

（投票箱点検）

○議長（高橋裕子さん） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（新堀 英司君） それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口委員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
それでは開票を行います。7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さん、開票の立会いをお願いいたします。
（開票）

○議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。
投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。
有効投票のうち、賛成 11 票、反対 0 票。
以上のとおり賛成が多数です。
したがって、同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。
議場の出入口を開きます。
（議場開鎖）

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 00 分休憩）

（午前 11 時 09 分開議）

日程第 3 「同意第 3 号」 教育委員会委員の任命について

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、日程第 3、同意第 3 号、教育長の任命についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、同意第 3 号、教育長の任命についてということでございます。

下記の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。令和 5 年 3 月 7 日提出。

住所が熊本県球磨郡多良木町大字多良木 2672 番地 1、佐藤邦壽さん、生年月日、昭和 23 年 9 月 11 日。

提案理由でございますが、佐藤邦壽教育長が、令和 5 年 3 月 20 日をもって任期満了となるためでございます。

略歴につきましては、次のページから掲載をいたしておりますので、ご覧いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
これから、同意第 3 号、教育長の任命についてを採決します。
お諮りします。

この採決は、多良木町議会運営の申合せにより、無記名投票によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会い人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会い人に 6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会い人の立会いをお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋裕子さん) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(新堀 英司君) それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さん、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 9 票、反対 2 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第 3 号、教育長の任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋裕子さん) 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 19 分休憩)

(午前 11 時 19 分開議)

日程第4 「同意第4号」 副町長の選任について

- 議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、日程第4、同意第4号、副町長の選任についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
町長吉瀬浩一郎さん。
- 町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、同意第4号、副町長の選任について。
副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるところでございます。令和5年3月16日提出。
住所、熊本市中央区神水本町21-21-1001、氏名、日田雅仁、生年月日、昭和50年4月2日。
略歴につきましては、次のページから2ページにわたって記載しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。
- 議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。
9番久保田武治さん。
- 9番（久保田 武治君） 2点伺いたいと思うんですが、まず一つはですね、今回の選任に当たって、町内在住者で町長の片腕参謀として、ぜひとも選任したいっていう方はおられなかったのかどうなのか、まずその点について伺います。
- 議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。
- 町長（吉瀬 浩一郎君） 優秀な方、周りにたくさんいらっしゃいましたが、私自身が役場の出身です。役場のことはある程度分かりますので、私がもし行政にまるっきりの素人だったらですね、現場の多良木町役場の方を選任するというふうに思うんですけども。
それよりも、やはり熊本県の方から来ていただいて、これからは町村間の競争になっておりますので、県の情報、国の情報をいち早く取得することで多良木町のためになるというふうに思いましたので、多良木町のためを思いまして熊本県の方から来ていただくということにしました。
- 議長（高橋裕子さん） 9番久保田さん。
- 9番（久保田 武治君） もう1点はですね、町長の在任期間があと2年ぐらいだと思うんですけども、今回の選任をされる副町長ですね、の任期。
これは今回と同様に期限付っていうふうになるのかどうなのか、その点についてはどんなふうにお考えなんでしょうか。
- 議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。
- 町長（吉瀬 浩一郎君） 副町長の任期は4年ですよ。しかし現在の副町長は2年で県の方に帰られるということですので、そこはまだ分かりませんが、一応、副町長の任期としては4年ということになります。
途中退職があった場合には、例えばその退職するまでの年月日と、年月日といいますか年数ということになります。期間ですね、期間ということになります。
- 議長（高橋裕子さん） 9番久保田さん。
- 9番（久保田 武治君） 今の答弁に関連してですが、4年をですね、全うされるということもあり得るということですか。
- 議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。
- 町長（吉瀬 浩一郎君） そうですね、基本4年ですので、全うすることもあり得るということですよ、はい。
- 議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありますか。

11 番猪原清さん。

○11番(猪原清君) 町長お伺いしますが、この県からの副町長ということで、今後予定されている熊本県警多良木警察署の改築問題についてもその考慮の一つに入っているのでしょうか。

○議長(高橋裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) 当然それは考慮の中に入れております。

というのが、熊本県の方から来ていただくということは、やはり県の方にたくさん職員の方々いらっしゃるって、財政の方にも当然いらっしゃる、そちらにもキーマンがいらっしゃると思いますので、県の情報はその都度こちらにいただけだと思います。

まず何かをどこかの部署がやる場合、例えば県警の方がされる場合には、まず数年前に要望があって、予算が当然来ると思いますので、そういう部署にいらっしゃった方、いやおられる方ですね、から情報を取得するということは十分考えられますので、それは注意して情報を入れながらですね、また多良木町なりの手を打っていきいたいというふうに思っております。

○議長(高橋裕子さん) 他に質疑はありませんか。

2 番中村正徳さん。

○2番(中村正徳君) 今回の副町長の選任については、県、国の情報をいち早く知りたいんだというようなことで提案理由の説明がありましたけども、それ以外に今度の副町長に求められるのは、何を一番期待されておられますか。

○議長(高橋裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) 私は、議会の皆さん方にもご説明をしておりましたとおり、次に県から来ていただく場合には、企業立地課に在籍していた方、もしくは今現在、在籍している方ということで要望をしたいというふうに皆さん方に申し上げてきました。

で、先日、議員懇談会を開いていただいて、私の考え方を一応ご説明をしまして、その日に県の方に伺いまして、こうこういう人をくださいと、年齢はここまでですということをお願いしましたので、それはもうやはり、なかなか今、企業誘致というのができておりませんし、事業誘致は何件かできてますけども、しかし、なかなかその辺が厳しいと、県内においてはですね。

TSMC 等々で県北の方は潤っておりますけれども、そういうものがこちらまで波及してこないということであれば、やはり県の職員の方、そういう部署にいた方の知恵をお借りするということは必要なことだと思いますので、企業立地課にいた方ということをお願いをして、今回そういう方に来ていただくということになりましたので、そこらあたりはもうしっかり力を入れていきたいと思っております。

○議長(高橋裕子さん) 2 番中村さん。

○2番(中村正徳君) 今回は企業誘致に向けての仕事をしていただきたいというようなことでの推薦ということでございますけども、塚本前、今もそうですけども塚本副町長にしては、コロナ禍ということもあってですね、なかなか地元の方々に出向いていただいて膝を交えてお話しする機会が少なかったのかなと思いますけども、今後については、今度の副町長については、地元の方とのそういう対話とか、会合というものについては、どのような考えを持っておられるか伺いたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) はい、今おっしゃるようになりますね、確かに地元の方々と深く交流するということができなかったというのは、もう本当に今の副町長に関しては、じくじたるものを本人は感じておられると思います。

コロナ禍で2年間在籍中がですね、なかなかそういう中で交流会ができなかったというこ

とです。しかし例大祭とかですね、いろんな行事には行ってもらっております。

ただそれは限りがありますのでですね、その間、行事には行ったけれども式典だけで終わって後の交流会がなかったというケースがほとんどだったので、やはりこれからは今度来ていただく副町長にはですね、しっかり地域に入っていただいて、地元の皆さんとも交流をしていただくということで、そういうお願いをしようというふうに思っております。

ですから今度は多分、皆さんの中にどんどん入っていただけたと思いますので。

私自身もですね昨日、同僚議員の方が話されたように、なかなか出ていけないというのは、やっぱりコロナ禍で出て行けなかったというのが一つありましてですね。ただ、その前の年の活動内容を見ると、かなり呼ばれたところには必ず行っておりますし、あとの交流会にも参加しているんですけれども、この2年間というのがかなりブランクがありましたので、もう5類ということになりましたから、令和5年度はですね、しっかり地域の中に入っていきたいと私も思っておりますし、次の副町長もそういうふうをお願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号、副町長の選任についてを採決します。

お諮りします。

この採決は多良木町議会運営の申合せにより、無記名投票によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがってこの採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き11名です。

次に、立会い人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会い人に5番村山昇さん、10番宇佐信行さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会い人の立会いをお願いいたします。

（投票箱点検）

○議長（高橋裕子さん） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○**議会事務局長（浅川英司君）** それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○**議長（高橋裕子さん）** 投票漏れはありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋裕子さん）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さん、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○**議長（高橋裕子さん）** 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 4 号、副町長の選任については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

日程第 5 「発議第 2 号」 多良木町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて

○**議長（高橋裕子さん）** 次に、日程第 5、発議第 2 号、多良木町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10 番宇佐信行さん。

○**10 番（宇佐信行君）** それでは、共有フォルダのですね、20230307 議会資料ファイルの 68 ページをお願いいたします。68 ページです。

発議第 2 号、令和 5 年 3 月 16 日、多良木町議会議長 高橋 裕子 様。

提出者 議会議員 宇佐 信行。

賛成者 議会議員 林田 俊策。

多良木町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて。

上記の議案を、別紙のとおり多良木町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

提出の理由

令和 3 年 5 月、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定については、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることになった。

改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律と統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても法において全国的な共通ルールを規定することになったが、地方議会は法の適用除外となるため、独自の個人情報保護制度を各議会ごとに設けることが必要となることから、本条例を制定するものである。

なお、条例内容に関しては、事務局長をもって説明をさせます。よろしく申し上げます。

○**議長（高橋裕子さん）** 事務局長。

○**議会事務局長（浅川英司君）** それでは、発議第 2 号、多良木町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについてご説明いたします。

説明資料を作成しております。85 ページをお願いします。

議案番号 発議第 2 号、議案名 多良木町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて。

主な内容につきましては、先ほど宇佐議員から説明があったとおりでございます。

本条例の対象となる議会における個人情報は、議会事務局が保有する個人情報であり、各議員（議長を含む）が保有する個人情報は対象と成らない。

条例の主体・機関として負うべき義務を課す条文の主体は「議会」を、個人情報の開示や訂正など具体的な処分の権限行使に係る条文の主体は「議長」を規定しており、条例の実施について必要な事項は議長が別に定めるものであります。

それでは章ごとにご説明します。まず第 1 章、総則で第 1 条から第 3 条です。条例の目的、定義、議会の責務について規定しております。定義する用語は「個人情報」、「個人識別符合」、「要配慮個人情報」、「保有個人情報」等でございます。

続いて第 2 章、個人情報等の取扱い第 4 条から第 17 条です。個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限等について規定しております。

続いて第 3 章です。個人情報ファイル第 18 条です。議会が保有している個人情報ファイルの内容を記載した「個人情報ファイル簿」を作成・公表すること等について規定しております。

続いて第 4 章は開示、訂正及び利用停止でございます。本人の個人情報の開示、訂正及び利用停止の権利、手続等について規定しております。こちらの方、節で分かれております。

まず第 1 節、開示第 19 条から第 31 条でございます。議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続、開示請求に対する措置、開示決定等の期間等について規定しております。この中で第 26 条「開示決定等の期限」を 14 日以内、第 27 条「開示決定等の特例」を 44 日以内と規定しております。第 31 条第 1 項において、開示請求の手数料は無料としておりますが、同条第 2 項において、写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用及び送付に要する費用については負担しなければならない旨を規定しております。

続いて第 2 節、訂正第 32 条から第 38 条です。議会が保有する個人情報の内容が真実でないと思料する者からの訂正を請求する権利、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について規定しております。

第 3 節、利用停止第 39 条から第 44 条です。議会が保有する個人情報について、条例の定める事項に違反して保有、提供される場合に、利用停止、消去等を請求する権利、利用停止請求の手続、利用停止請求に対する措置、利用停止決定等の期限等について規定しております。

次ページをお願いします。第 4 節、審査請求でございます。第 45 条から第 47 条です。開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこれらの決定に係る請求への不作為に係る審査請求等の手続について規定しております。この中で第 46 条において、審査請求があった場合、審査請求が不適法であり、却下する場合等を除き多良木町情報公開等審査会に諮問しなければならないことを規定しております。

続いて第 5 章、雑則です。第 48 条から第 53 条です。未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、施行状況の公表等について規定しております。第 6 章、罰則でございます。第 54 条から第 58 条です。職員、委託事務に従事する者が、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が不当な利益を図る目的で提供又は盗用した場合等の罰則について規定しております。

なお、検察庁と罰則規定の事前協議を行い、2 月 28 日付けで問題ない旨の回答を得ております。

附則でございます。第1項で施行期日を令和5年4月1日から施行するというようにしております。

第2項で経過措置です。この条例の施行の日前において、現に議会に対してなされている多良木町個人情報保護条例（平成17年多良木町条例第9号。以下「旧条例」という。）第13条、第20条第1項、第21条又は第24条の規定による請求がされた場合における開示、訂正及び利用の停止等（これらに係る旧条例第29条に規定する費用の負担を含む。）については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、宇佐信行さん外1名から提出されました発議第2号、多良木町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第6 「発議第3号」 多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第6、発議第3号、多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番豊永好人さん。

○8番（豊永好人君） それでは議会資料の87ページ、発議第3号をお開きください。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前11時51分休憩）

（午前11時52分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。8番豊永好人さん。

○8番（豊永好人君） それでは皆さんすいません。議会資料の87ページ、発議第3号を今から読み上げます。よろしく申し上げます。

発議第3号、令和5年3月16日、多良木町議会議員長 高橋 裕子 様。

提出者 議会議員 豊永 好人。

賛成者 議会議員 源嶋 たまみ。

多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについて。

上記の議案を、別紙のとおり多良木町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出する。

提案の理由

令和4年12月16日に地方自治法（以下「法」という。）の一部が改正され、規制の対象

となる「請負」の定義を明確化し、議員個人による請負の上限額が政令で定められた。

現行の本町議会議員政治倫理条例第3条では、請負契約等に関する遵守事項を規定しているが、法第92条の2の規定の趣旨を尊重するのみでなく、議員の配偶者及び議員の2親等以内の親族にわたり規制を促すものとなっている。

本来、法第92条の2は議員個人の兼業禁止を規制するものであることや、今回の法改正の目的とされている「地方議会が現に直面している議員のなり手不足の解消」、併せて過去の判例等を鑑みた結果、今後、失職を恐れ立候補を躊躇するといった原因とならないよう改正案を提出するものである。

なお、改正案については、事務局長をもって説明、朗読させます。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 事務局長。

○議会事務局長（浅川英司君） それでは、改正案をご説明します。

多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように改正するというので改め文を付けておりますが、内容につきましては、89ページの新旧対照表でご説明します。

第3条の請負契約等に関する遵守事項で、議員の配偶者、議員の2親等以内の親族及びを削り、下から2行目にあります辞退するよう努めを辞退しに改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、豊永好人さん外1名から提出されました発議第3号、多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第7 「発議第4号」 多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第7、発議第4号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番村山昇さん。

○5番（村山昇君） 発議第4号、令和5年3月16日、多良木町議会議長 高橋 裕子 様。

提出者 議会議員 村山 昇。

賛成者 議会議員 中村 正徳。

資料はですね、すいません90ページをお願いいたします。

賛成者 議会議員 林田 俊策。

賛成者 議会議員 坂口 幸法。

賛成者 議会議員 魚住 憲一。
賛成者 議会議員 源嶋 たまみ。
賛成者 議会議員 豊永 好人。
賛成者 議会議員 久保田 武治。
賛成者 議会議員 宇佐 信行。
賛成者 議会議員 猪原 清。
賛成者 議会議員 落合 健治。

多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて。

上記の議案を、別紙のとおり多良木町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

提出の理由

平成 22 年、当時の経済状況等を考慮し、同年発議第 4 号にて、「議員に対する議会会期中の日当は支給しない」とする改正を行い、その後、平成 27 年から通年議会を採用した事を機に「議員が出張した場合」及び「議員が議会広報調査対策特別委員会の会議に出席した場合」のみ日当を支給することとされていた。

今回のこの改正は、前述の改正を見直し、地方自治法の中で規定されている議会議員の費用弁償を適正に支給するために提出するものである。

この改正案については、事務局長をもって朗読をさせます。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 事務局長。

○議会事務局長（浅川英司君） それでは、改正案をご説明します。

多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正するという事で改め文を付けておりますが、内容につきましては、92 ページの新旧対照表でご説明いたします。

別表第 2 表中、出張した場合の次に又は議会運営委員会、常任委員会、全員協議会を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は令和 5 年 5 月 1 日から施行するという事で、改選後の議員の方から適用することにしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いします。

○議長（高橋裕子さん） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、村山昇さん外 10 名から提出されました発議第 4 号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第8 「発議第5号」 多良木町議会議員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第8、発議第5号、多良木町議会議員定数条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番村山昇さん。

○5番（村山昇君） 議会資料ファイルの93ページをお願いいたします。

発議第5号、令和5年3月16日、多良木町議会議長 高橋 裕子 様。

提出者 議会議員 村山 昇。

賛成者 議会議員 中村 正徳。

賛成者 議会議員 林田 俊策。

賛成者 議会議員 坂口 幸法。

賛成者 議会議員 魚住 憲一。

賛成者 議会議員 源嶋 たまみ。

賛成者 議会議員 豊永 好人。

賛成者 議会議員 宇佐 信行。

賛成者 議会議員 猪原 清。

賛成者 議会議員 落合 健治。

多良木町議会議員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて。

上記の議案を、別紙のとおり多良木町会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出する。

提出の理由

議員定数の改正については、全員協議会等で論議を重ねてきたところであるが、今回の提出に当たっては、行財政改革を推進していくために、議会も自ら率先して、議員定数を見直す必要があると判断するとともに、町政の現状と課題、将来の予測と展望及び各常任委員会活動並びに一部事務組合議員数等を考慮したうえで、本年4月に行われる予定の町議会議員選挙から定数を2人削減した10人とする改正案を提出するものである。

改正案については、事務局長をもって朗読をさせます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 事務局長。

○議会事務局長（浅川英司君） それでは、改正案をご説明します。

多良木町議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように改正することで改め文を付けておりますが、内容につきましては、95ページの新旧対照表でご説明します。

本則中に規定しております議員定数12人を10人に改めるものでございます。

附則としまして、第1項で施行期日を令和5年4月1日から施行するものとしまして、第2項で次ページ96ページに新旧対照表を付けておりますが、多良木町議会委員会条例（平成3年多良木町条例第16条）第2条各号及び第4条の2第2項中、6人を5人に改めております。これは各常任委員会及び議会運営委員会の人数をそれぞれ6人から5人に改めるものでございます。

第3項で経過措置として、多良木町議会議員の定数及び多良木町議会委員会条例の規定は、令和5年4月1日以降初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例によると規定しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田武治さん。

答弁者 5 番村山昇さん、答弁席へお願いいたします。

○9 番（久保田 武治君） 3 点伺いたいと思うんですが、これまでも議論を何回も重ねてきてるんですが、確認の意味もありますので、3 点伺います。

まず一つ目なんですが、現在の定数 12 名を 10 名に減らすという判断基準は一体何か。定数に関する規定あるのか、まずその点について伺います。

○5 番（村山昇君） 12 名を 10 名に減らすという判断基準ということですけども、これについては、議員定数については、過去、法律で人口段階別に応じたことで上限数が定められていたと。これが平成 23 年の地方自治法改正によりまして、その規定が削除されております。

現在は、各町村議会が定数を条例で定めるということになっております。

今回の議員定数改正につきましては、先ほども説明しましたとおり、久保田議員も一緒になって全員協議会等で論議を重ねてきた中で、人口減少、また一部事務組合の議員定数改正等を考慮する中で、活発な議員間討議ができたと思っております。

そういう中で、最低限の議員定数を 10 人は確保してほしいという意見が多かったと思っております。

そういうことから、今回、議員定数を 10 人と決定したということでございます。

○9 番（久保田 武治君） 二つ目ですね。

じゃあですね、削減した分の議員報酬は一体どのように措置されるのか、どのようにその目的に使われるか。

例えば子育て支援だとかですね、あるいはそういうふうな貧困対策、そういったものに特定財源に充当できるのかどうなのか、その点はどうなんでしょうか。

○5 番（村山昇君） はい、削減した議員の報酬がどのように使われるかということでしょうけれども、これ 2 人削減した場合の議員報酬は、大体 556 万 8,000 円ぐらい。これは報酬だけです。

そのほかに報酬の期末手当とか、いろいろな分が入ってくると思えますけれども、それは一般財源でありますので、私がどのように使うかということよりも、これはどのように町民に還元されるかというようなことで、予算編成時に提案権を持つ町長が、あるいは執行部が考えることと思っております。

○9 番（久保田 武治君） 特定財源としては使えないということになりますね。

三つ目です。定数を減らすことはですね、町民の声が届きにくくなって、特に女性や青壮年、そういった人ですね、進出を妨げるっていう懸念の声を私もそれなりに聞くわけなんですが、その点についてはいったいどのようにお考えでしょうか。

○5 番（村山昇君） これ 12 人から 2 人の定数を削減するによって、多様な民意が反映できなくなるということは考えておりません。

それは議員の今後の努力の問題でありまして、議員一人ひとりが今まで以上に多様な民意に対して誠意と情熱をもって解決すべき問題であると思っております。

また先ほど言われました女性や青壮年の政治活動参加を増やさなければならないということは私も重要な課題と認識をしております。

これは議員定数削減とは別の問題として議論しなければならないと考えているところです。

またこれは議員報酬の問題等もありますので、別に議論をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許可します。

9 番久保田武治さん。

○9 番（久保田 武治君） 私は反対の立場で討論いたします。

町民の皆さんから、議員が多過ぎるとの声は私も承知をしております。

昨日の一般質問でも紹介した、皆さんへのアンケートの中でもですね、こういう意見があります。

実は項目としてですね、町、町長や職員、議会や議員に対するご要望やご意見をお聞かせくださいという項目がありまして、結構いろんな声が届いてるんですが、その中でですね、議員削減、活動してるのが町民から見えない議員が数名います。オリンピックでもあるまいし4年に1度、選挙のときだけ頑張る議員がいますが、それは減らすべきだという声が実際に届いています。

これまでもですね、議員定数は削減されてきました。質疑でも申し上げたように、定数が削減されるほど、町民の声が届きにくくなるうえにハードルが高くなり、ジェンダー平等での女性の進出や青壮年、真ん中世代の人たちが議会にですね、手を挙げにくくなるっていうことは事実なんですね。

そのことはですね、自治の機能低下にもつながります。

多くの政治学者も近年の定数削減の動きは、自治の機能を議会や議員自らがおとしめるものだと指摘をしています。

ますます少子高齢化と人口減少の中で、今後の町の在り方を多方面から議論チェックし、多様な人材による議会を構成して町民の負託にこたえる。そのためにも現在の定数をですね、安易に削減することには反対いたします。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

8 番豊永好人さん。

○8 番（豊永好人君） それでは私は賛成の立場で討論したいと思います。

実はこの議員定数というのは、私は8年前に、その時定数が14で、その時12にした立役者といえますか、その中で、要するに区長でございました。

その中で、私と宇佐議員と2人で、区長会の中でけんけんがくがくいろんな議論が出ました。

その一つは、まずは人口減少がまずこれいかんということがまず一つが出ました。その時は1万を割ると。今回も、もう8,800といった数字も来てますんで、もうこれはやむなしということと、もう一つは財政の健全化というのが一番でございました。

その財政の健全化といいますと、やはり自己資金といいますか、自己財源がないと。もう7割がもう県国からの依存という意味で、いろんな大局から見た時にもうやむなしということで、14から12にしました。

今回も、今日、町民、下の方に、人口を見ますと8,800といった意味で、やはり8年前の流れとよく似てるということで、やはりもう人口が9,000割った8,000となればもう10人やむなしと。

すと、もう一つは、やはり財源がやっぱり厳しいという意味で、やっぱり議員も身を削る思いをしなくちゃならないという意味で、この議員定数削減には賛成します。

よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋裕子さん） 起立多数であります。

したがって、村山昇さん外9名から提出されました発議第5号、多良木町議会議員定数条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第9 多良木町議会議員の派遣について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第9、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第128条の規定によって、配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取扱いは議長に一任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（高橋裕子さん） 令和4年度第5回多良木町議会（3月定例会議）を閉じます。

お疲れさまでした。

(午後0時22分散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員